

高齢運転者のための サポートブック





Ⅲ. 認 知 機 能 の
低 下 に つ い て



認知機能検査とは何か

運転免許証の更新期間が満了する日の年齢が75歳以上のドライバーは高齢者講習の前に認知機能検査を受けなければなりません。

一体、認知機能検査とはどのようなもので何をするのでしょうか？



認知機能検査とは

記憶力や判断力を測定する検査で、^{けんとうしき}時間の見当識や手がかり再生、時計描画という3つの検査項目について約30分かけて行うものです。

検査項目



^{けんとうしき}**時間の見当識**：検査時における年月日、曜日及び時間を回答するもの。



手がかり再生：一定のイラストを記憶し、採点には関係しない課題を行なった後、記憶しているイラストをヒント無しに回答し、さらにヒントをもとに回答するもの。



^{びょうが}**時計描画**：時計の文字盤を描き、さらにその文字盤に指定された時刻を表す針を描くもの。

改正道路交通法について

認知機能の低下が高齢運転者による交通事故に相当程度影響を及ぼしていると考えられることから、高齢運転者による交通事故を防止するために、H29年3月から認知症などに対する対策が強化されました。



臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

臨時認知機能検査：75歳以上の運転者が認知機能が低下した時に起こしやすい一定の違反行為をした際に受けなくてはなりません。



臨時高齢者講習：臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は受けなくてはなりません。



臨時適性検査制度の見直し

更新時の認知機能検査や臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、「臨時適性検査」（医師の診断）を受け、または命令に従い、主治医等の診断書を提出しなければなりません。



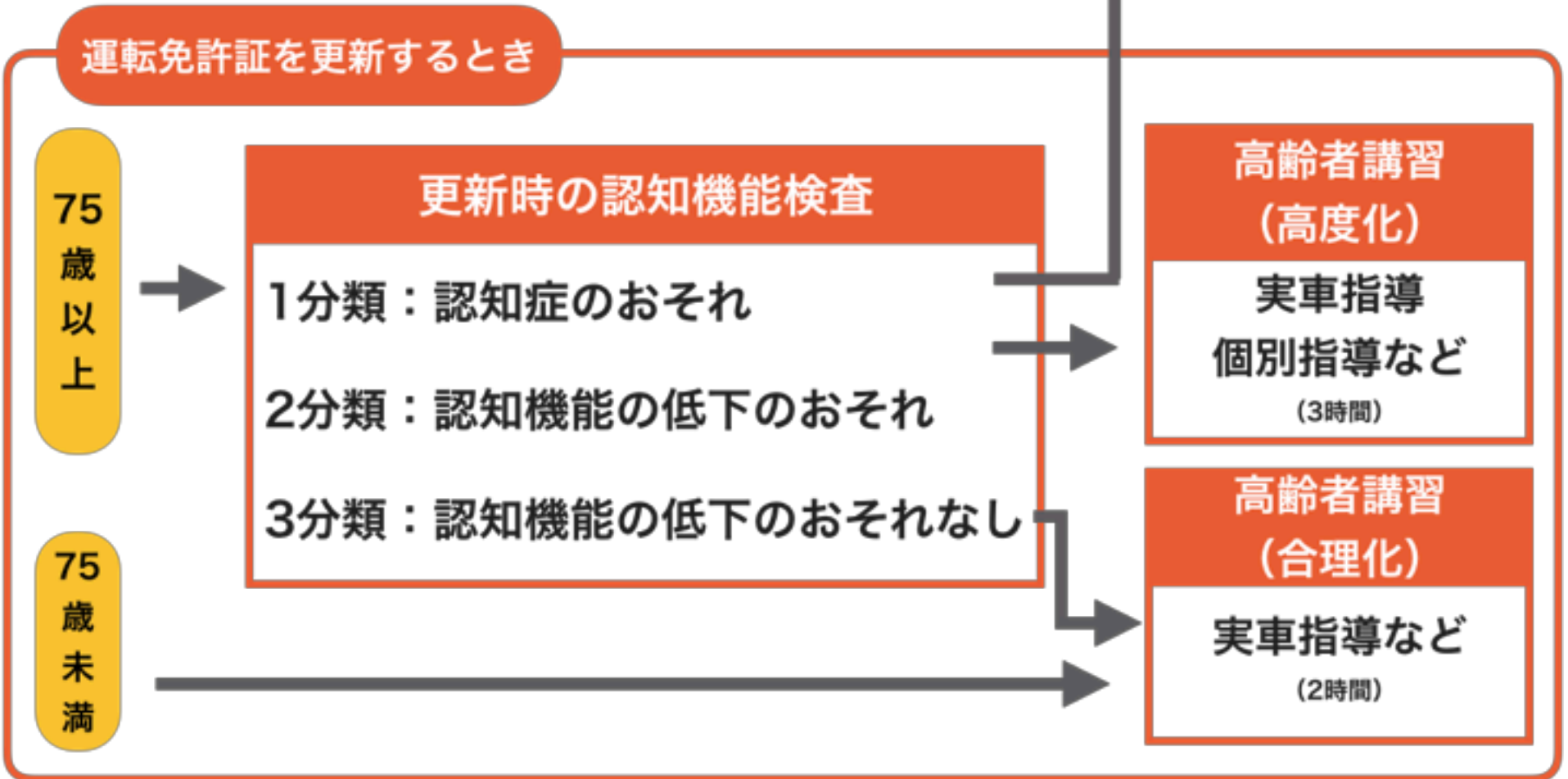
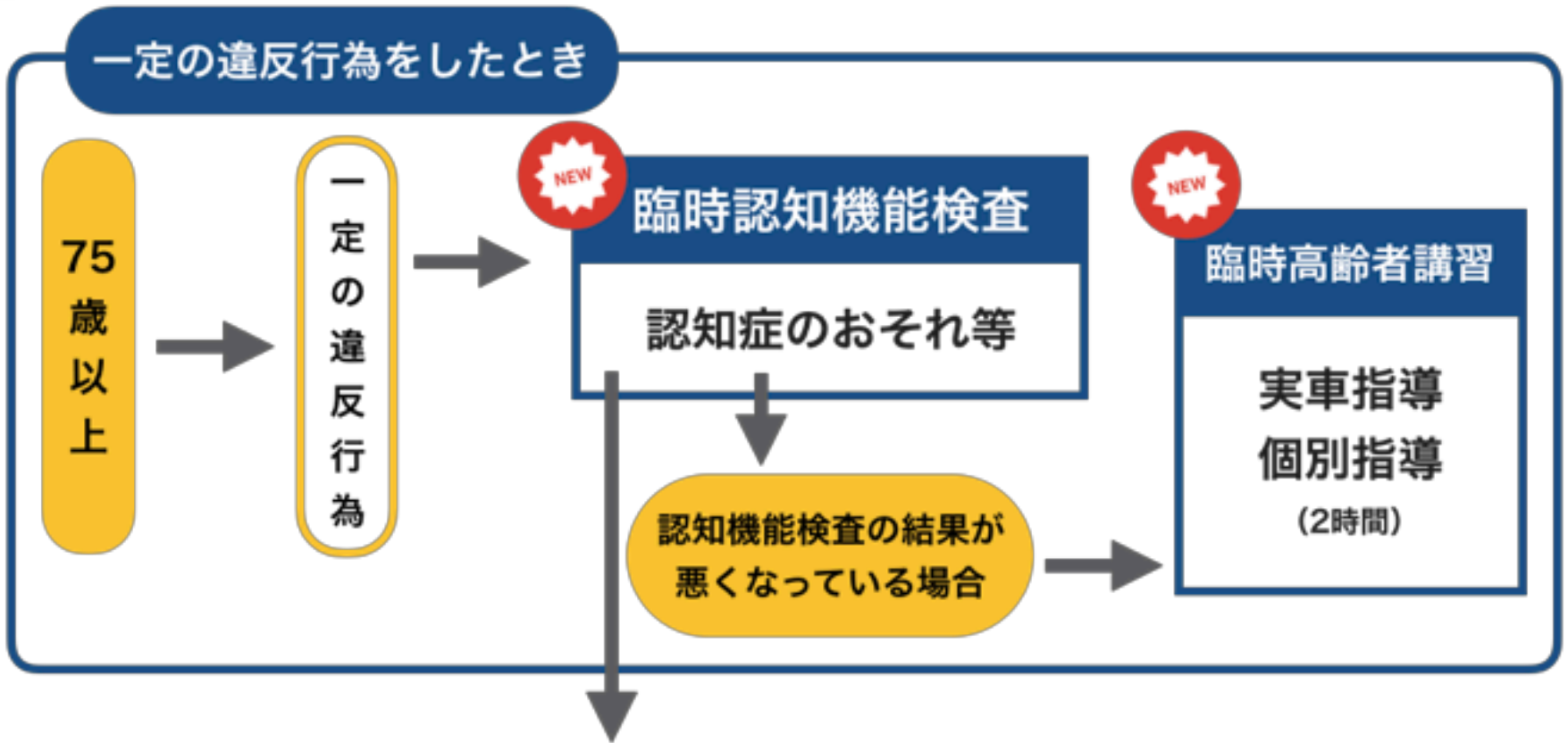
高齢者講習の合理化・高度化

75歳未満の方については2時間に短縮されました。また、75歳以上の方は、認知機能検査の結果に基づいて高度化または合理化が図られた講習が実施されます。





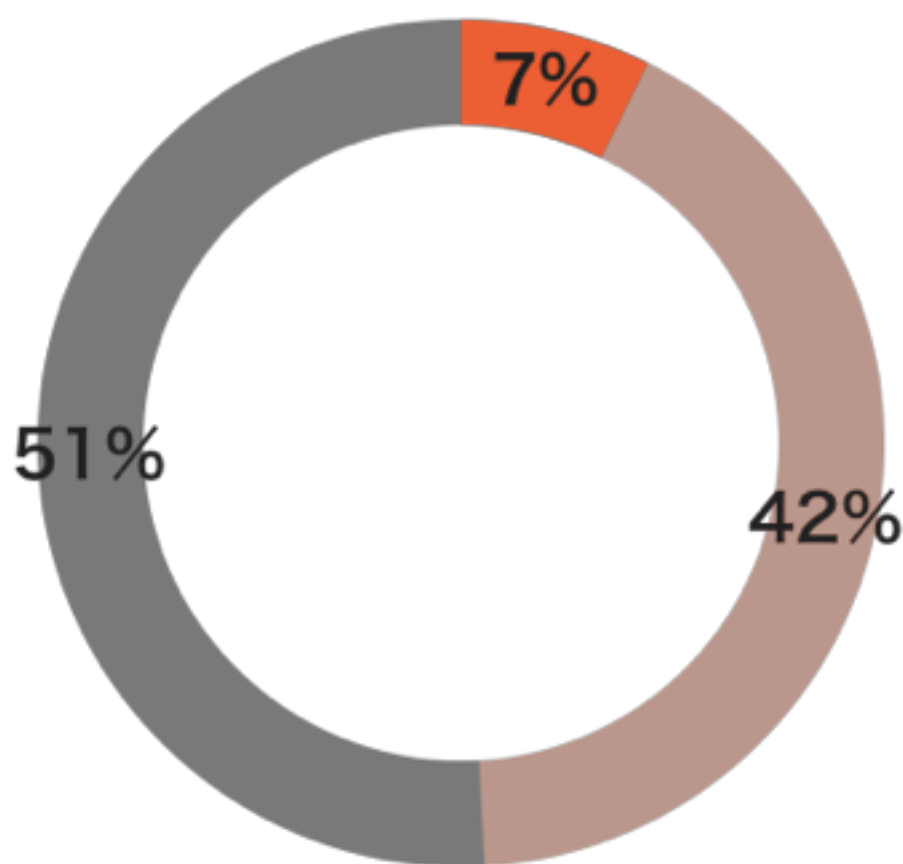
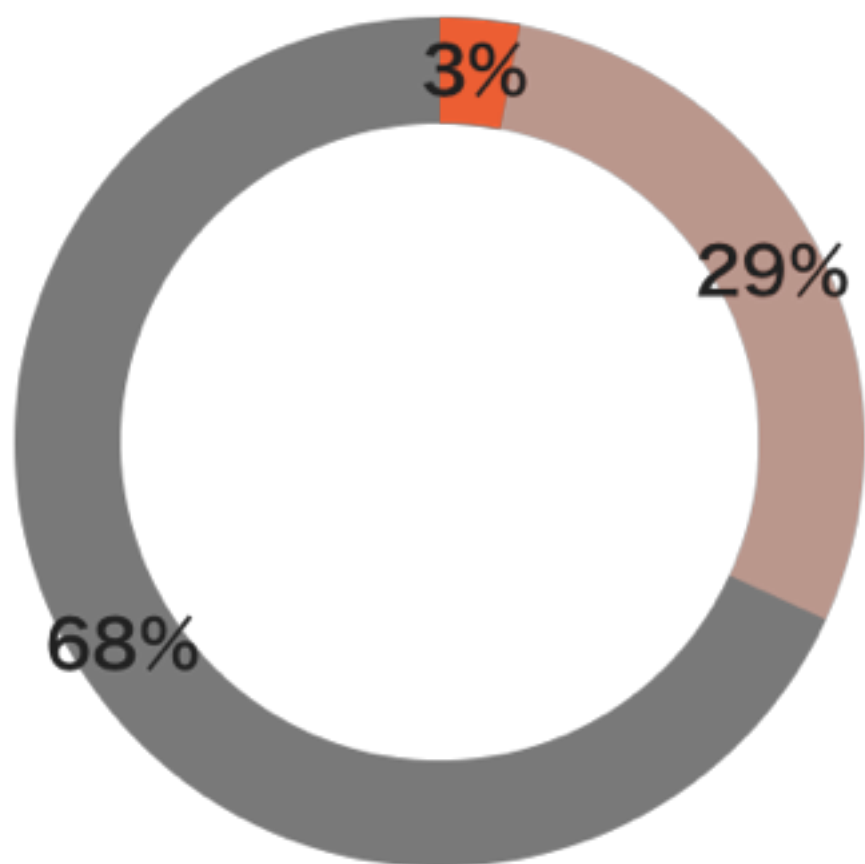
主な流れ



75歳以上高齢運転者の 認知機能検査結果

【全受検者（H27～H29）】

【死亡事故を起こした運転者（H29）】



● 認知症のおそれのある人 ● 認知機能の低下のおそれのある人 ● 認知機能の低下のおそれのない人


死亡事故を起こした75歳以上の高齢運転者は、認知症のおそれのある人または認知機能の低下のおそれのある人であった割合が約5割と高いことがわかります。


つまり、認知機能の低下が死亡事故の発生に影響を及ぼしていることが推察されます。

練習問題 2

認知機能と運転の関係として正しいものは次のうちでどれでしょう。

- A. 認知機能の低下は運転に大きな影響を与えない
- B. 死亡事故を起こした75歳以上の運転者の約半数が認知機能の低下の恐れがある
- C. 認知機能が低下したとしても法的な措置は取られていない

 が出たら正解です

 が出たら不正解です

答えを確認